

# 官報 号外

平成十四年七月三十一日

## ○第五百十四回 参議院會議録第四十三号

平成十四年七月三十一日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第四十四号

平成十四年七月三十一日  
午前十時 本会議

第一 議長不信任決議案(築瀬進君外十名発議)  
(委員会審査省略要求事件)

第二 内閣総理大臣小泉純一郎君問責決議案  
(角田義一君外九名発議)(委員会審査省略要求事件)

### ○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一及び第二
- 一、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(衆議院提出)
- 一、食品衛生法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外六百一十九件の請願
- 一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

- 一、常任委員長辞任の件
- 一、常任委員長の選挙

○副議長(本岡昭次君) これより会議を開きます。

日程第一 議長不信任決議案(築瀬進君外十名発議)(委員会審査省略要求事件)

本決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、これを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○副議長(本岡昭次君) 御異議ないと認めます。よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。築瀬進君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔築瀬進君登壇、拍手〕

○築瀬進君 議長不信任決議案提案趣旨説明をいたします。

私は、民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合の三党派及び西岡武夫君外一名提案の、ただいま議題となりました議長不信任決議

案について、提案の趣旨を説明いたします。まず、決議案の案文を朗読させていただきます。

### 議長不信任決議案

本院は、議長倉田寛之君を信任しない。  
右決議する。

七月二十六日午後三時五分、倉田議長は本会議開会のベルを押ししました。そして、全野党が欠席する異常な光景を物ともせず、ギャベルを打ち鳴らして、本会議を主宰したのであります。

まず議長に申し上げたい。あなたが押した本会議開会のベルは、参議院の自殺行為のスタートボタンにはかならなかったものであります。

議長、むしろあなたが押すべきだったのは、委員会に差し戻すという民主主義のリセットボタンでなければならなかった。

議長の行為は、正に民主主義の破壊に自ら手を染めたことにはかなりません。

私たちは、このような議長を院の代表者と認めるわけにはいきません。良識の府参議院をよみがえらせるためにも、議長、あなたは即刻退任すべきであります。

倉田議長、あなたは、四月二十二日、参議院本会議において選任されました。井上前議長の秘書給与問題による議長辞任、そして議員辞職を受けて、議長として新たに選出されたのがあなたであります。

井上前議長は、正に良識の府参議院の名譽と信頼を著しく傷付けた。とするなら、その後任のあなたに課された重大な使命は、失われた参議院の名譽を回復し、参議院の存在意義を高め、参議院に対する国民の信頼を回復することにほかならな

かったはずであります。言葉を換えれば、倉田議長は、参議院の復権という大きな十字架を背負った議長だったはずであります。井上前議長によって地に落ちた参議院の名譽を回復する救世主でなければならなかった。しかし、あなたはやったことは、救世主どころか三途の川の渡し船の船頭さんでしかなかった。参議院は名譽回復どころかその存在感はあるあなたの決断によって更に希薄にされてしまったのであります。

議長、国会法を読んでいただきたい。国会法の十九条は、議事整理の最終権限が議長にあることを明記しています。その上で議長は、「議院を代表する。」と定めております。

議長、正にあなたは参議院の代表者であり、参議院は与党と野党によって構成されているということをお忘れになっては困る。議会が生きるも死ぬるも、議長、あなた次第。あなたは院の顔であり、院のシンボルでなければならぬ。

昨年、議運の視察でオーストラリアとニュージーランドの議會を訪問し、党首討論の状況を見てきたとき、実に驚いたことがあります。それは院における議長の強烈なリーダーシップでありました。議場がどんなに混乱しても、議長がオーダーと一言発するや、一瞬にして議場は肅然とする。なぜそうなのか、ここが肝心です。なぜそうなのかと問いつけると答えは実に簡明であります。与野党のそれぞれの言い分を最も真剣に聞いているのが議長だから、我々は議長を尊敬をしている、これがその明快な答えであります。

議長、あなたは就任に当たって党籍を離脱したはずであります。それは、一党一派に偏することのない中立公正な議會を運営することを身をもつ

午後三時一分開議

○議長(倉田寛之君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程に追加して、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案

食品衛生法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長阿部正俊君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔阿部正俊君登壇、拍手〕

○阿部正俊君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案は、ホームレスの自立の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じようとするものであります。

次に、食品衛生法の一部を改正する法律案は、食品衛生法違反となるおそれが高い特定の国で製造がなされた食品等について、その販売、輸入等を包括的に禁止することができる制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題とし、提出者であります森衆議院厚生労働委員長よ

り趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一

賛成 二百三十一

反対

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、本日法務委員長外五委員長から報告書が提出されました法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外六百二十九件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(四十七件)

裁判所の人的及び物的充実に関する請願(二十四件)

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願(二件)

保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする私学助成の拡充に関する請願(二件)

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(一件)

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(三件)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(百一十五件)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(八十三件)

精神障害者に対する通院医療費公費負担制度の維持に関する請願(四件)

障害者の雇用率引上げ及び職域開発に関する請願(二十六件)

脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(二十六件)

小規模通所授産施設制度における格差是正を始めとする成人期障害者施策の拡充に関する請願(二百四十九件)

ウイルス肝炎総合対策の充実に関する請願(二十六件)

骨髄バンク事業の充実に関する請願(二件)

抗がん剤治療の改善に関する請願(一件)

食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願(四件)

商業捕鯨の早期再開等に関する請願(四件)

北方領土返還促進に関する請願(一件)

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

まず、商業捕鯨の早期再開等に関する請願(四件)は、委員長の報告を省略して、委員会決定のとおり採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(倉田寛之君) 過半数と認めます。

よって、これらの請願は委員会決定のとおり採決することに決しました。

次に、その他の請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

よって、これらの請願は各委員会決定のとおり採決することに決しました。

○議長(倉田寛之君) この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

内閣委員会

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(第百五十三回国会参第四号)

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

財政金融委員

辞任 補欠

宮崎 秀樹君 山下 英利君

厚生労働委員

辞任 補欠

齊藤 滋宣君 田浦 直君

山下 英利君 宮崎 秀樹君

予算委員

辞任 補欠

南野知恵子君 山下 英利君

議院運営委員

辞任 補欠

山下 英利君 南野知恵子君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

ゆとりのある生活の実現に資するための長期休暇制度の創設及び年次有給休暇の取得の促進に関する法律案(枝野幸男君外五名提出)(衆第四七号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

道路法による路線の変更又は廃止の要件並びに道路管理者等の責務に関する質問主意書(浅尾慶一郎君提出)(第四四号)

中国製ダイエット食品による健康被害及び中国医学の適切な普及に関する質問主意書(福本潤一君提出)(第四五号)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に関する質問主意書(山本孝史君提出)(第四六号)

米軍横田基地に関する質問主意書(井上美代君外一名提出)(第四七号)

米兵の「急使」の不逮捕特権に関する質問主意書(大田昌秀君提出)(第四八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の政省令制定に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第三八号)

在沖繩米軍基地に出入りするいわゆる「ベースタクシー」の「営業権料」に関する質問主意書(大田昌秀君提出)(第三九号)

JCO臨界事故と安全審査に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第四〇号)

京都第二外環状道路北(B区間)の建設計画に関する質問主意書(中村敦夫君提出)(第四一号)

同日議長は、二十七日のクリシヤン・カント・インド上院議長の逝去に際し、ナジマ・ヘプトウーラ同国上院副議長宛、弔電を発送した。

昨三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政監視委員 辞任 補欠  
山本 香苗君 白浜 一良君

懲罰委員 辞任 補欠  
白浜 一良君 山本 香苗君

同日議員から次の議案が提出された。

刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案(千葉景子君外十一名発議)(参第三二号)

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

議長不信任決議案(森瀬進君外十名発議)

内閣総理大臣小泉純一郎君問責決議案(角田義一君外九名発議)

同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二五号)

財政金融委員会に付託

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(衆第四二号)

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆第四三号)

一部を改正する法律案(衆第四四号)

食品衛生法の一部を改正する法律案(衆第四四号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

大使天下り人事と北方三島疑惑に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四九号)

電源開発特別会計と電源地域振興センターの業務に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第五〇号)

ミャンマー国バルーチャン第二水力発電所補修計画における環境・社会面の影響に関する質問主意書(谷博之君提出)(第五一号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があるが、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員大脇雅子君提出一般戦災傷病者の実態調査に関する質問(第三七号)(答弁することのできる期限 八月二十八日)

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成十三年度第四・四半期(出納整理期間を含まず)における予算使用の状況の報告を受領した。

本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任 補欠  
松村 龍二君 武見 敬三君

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境委員 辞任 補欠  
大野つや子君 橋本 聖子君

経済産業委員 辞任 補欠  
保坂 三蔵君 田浦 直君

農林水産委員 辞任 補欠  
山崎 力君 田村 公平君

法務委員 辞任 補欠  
三浦 一水君 常田 享詳君

外交防衛委員 辞任 補欠  
浜四津敏子君 魚住裕一郎君

財政金融委員 辞任 補欠  
武見 敬三君 松村 龍二君

文教科学委員 辞任 補欠  
金田 勝年君 阿部 正俊君

総務委員

辞任 補欠

田村 公平君 山崎 力君

魚住裕一郎君 浜四津敏子君

法務委員

辞任 補欠

三浦 一水君 常田 享詳君

浜四津敏子君 魚住裕一郎君

外交防衛委員

辞任 補欠

武見 敬三君 松村 龍二君

財政金融委員

辞任 補欠

金田 勝年君 阿部 正俊君

文教科学委員

辞任 補欠

橋本 聖子君 大野つや子君

厚生労働委員

辞任 補欠

阿部 正俊君 金田 勝年君

田浦 直君 保坂 三蔵君

農林水産委員

辞任 補欠

常田 享詳君 三浦 一水君

経済産業委員

辞任 補欠

保坂 三蔵君 田浦 直君

山崎 力君 田村 公平君

環境委員

辞任 補欠

大野つや子君 橋本 聖子君

<p>予算委員        辞任 金田 勝年君 三浦 一水君        補欠 三浦 一水君 金田 勝年君        本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>	<p>政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員        辞任 松村 龍二君 鴻池 祥肇君        補欠 鴻池 祥肇君        本日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>	<p>国際問題に関する調査会委員        辞任 山崎 力君 田浦 直君        補欠 田浦 直君        共生社会に関する調査会委員        辞任 田浦 直君 山崎 力君        補欠 山崎 力君        本日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>	<p>内閣委員会        理事 齊藤 滋宣君 (齊藤滋宣君の補欠)        総務委員会        理事 高橋 千秋君 (高嶋良充君の補欠)        財政金融委員会        理事 入澤 肇君 (入澤肇君の補欠)        文教科学委員会        理事 小林 元君 (小林元君の補欠)</p>	<p>厚生労働委員会        理事 田浦 直君 (齊藤滋宣君の補欠)        農林水産委員会        理事 紙 智子君 (紙智子君の補欠)        経済産業委員会        理事 魚住 汎英君 (魚住汎英君の補欠)        環境委員会        理事 高橋紀世子君 (高橋紀世子君の補欠)        予算委員会        理事 高嶋 良充君 (高嶋良充君の補欠)        決算委員会        理事 今井 澄君 (今井澄君の補欠)        災害対策特別委員会        理事 弘友 和夫君 (弘友和夫君の補欠)</p>	<p>本日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。        国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案(宮本岳志君外二名発議)(参第四号)        地域金融の円滑化に関する法律案(櫻井充君外四名発議)(参第三号)        特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案(江田五月君外九名発議)(参第八号)</p>	<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(閣法第一〇四号)        本日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。        刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案(千葉景子君外十一名発議)        日本本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。        ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案        食品衛生法の一部を改正する法律案        本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。        内閣委員会        一、戦時的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(第百五十三回国会参第四号)        総務委員会        一、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号)        一、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一〇三号)        一、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(閣法第一〇四号)        法務委員会        一、人権擁護法案(閣法第五六号)        財政金融委員会        一、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二五号)        一、地域金融の円滑化に関する法律案(参第三号)        一、特定非営利活動の促進のための法人税法</p>
<p>等の一部を改正する法律案(参第八号)        厚生労働委員会        一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆第四三三号)        経済産業委員会        一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(参第五号)        決算委員会        一、平成十一年度一般会計歳入歳出決算、平成十一年度特別会計歳入歳出決算、平成十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十一年度政府関係機関決算書        一、平成十一年度国有財産増減及び現在額総計算書        一、平成十一年度国有財産無償貸付状況総計算書        一、平成十二年度一般会計歳入歳出決算、平成十二年度特別会計歳入歳出決算、平成十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十二年度政府関係機関決算書        一、平成十二年度国有財産増減及び現在額総計算書        一、平成十二年度国有財産無償貸付状況総計算書        議院運営委員会        一、議院及び国立国会図書館の運営に関する案件        本日委員長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。        内閣委員会        一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査</p>	<p>本日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。        行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号)        行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一〇三号)</p>	<p>本日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。        行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号)        行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一〇三号)</p>	<p>本日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。        行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号)        行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一〇三号)</p>	<p>本日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。        行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号)        行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一〇三号)</p>	<p>本日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。        行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号)        行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一〇三号)</p>	<p>本日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。        行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号)        行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一〇三号)</p>

総務委員会

- 一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦

情に関する調査

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

- 一、国会等の移転に関する調査

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

- 一、金融問題及び経済活性化に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

本日委員長から次の報告書が提出された。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(衆第四二二号)審査報告書

食品衛生法の一部を改正する法律案(衆第四四号)審査報告書

法務委員会請願審査報告書(第一号)

外交防衛委員会請願審査報告書(第一号)

文教科科学委員会請願審査報告書(第一号)

厚生労働委員会請願審査報告書(第一号)

農林水産委員会請願審査報告書(第一号)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)

国家の基本政策に関する調査報告書

本日次の質問主意書を内閣に転送した。

厚木基地上空の飛行・離発着訓練に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第四二二号)

セクシュアル・ハラスメントの被害者救済に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第四二三号)

道路法による路線の変更又は廃止の要件並びに道路管理者等の責務に関する質問主意書(浅尾慶一郎君提出)(第四四号)

中国製ダイエット食品による健康被害及び中国医学の適切な普及に関する質問主意書(福本潤一君提出)(第四五号)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に関する質問主意書(山本孝史君提出)(第四六号)

米軍横田基地に関する質問主意書(井上美代君外一名提出)(第四七号)

米兵の「急使」の不逮捕特権に関する質問主意書(大田昌秀君提出)(第四八号)

大使天下り人事と北方三島疑惑に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四九号)

電源開発特別会計と電源地域振興センターの業務に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第五〇号)

ミャンマー国バルーチャン第二水力発電所補修計画における環境・社会面の影響に関する質問主意書(谷博之君提出)(第五一号)

本日議院において採択した「商業捕鯨の早期再開等に関する請願」外五百四件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

食品衛生法の一部を改正する法律

日本本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に

関する法律案(第百五十三回国会参第四号)

二、内閣の重要政策及び警察等に関する調査総務委員会

一、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号)

二、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一〇三号)

三、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(閣法第一〇四号)

四、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、人権擁護法案(閣法第五六号)

二、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、地域金融の円滑化に関する法律案(参第三号)

二、特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案(参第八号)

三、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二五号)

四、財政及び金融等に関する調査

文教科科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆第四二三号)

小宮山洋子	佐藤 泰介
佐藤 道夫	佐藤 雄平
齋藤 勤	櫻井 充
榛葉實津也	鈴木 寛
高嶋 良充	高橋 千秋
谷 博之	谷林 正昭
千葉 景子	ソルンマルテ
辻 泰弘	内藤 正光
羽田雄一郎	長谷川 清
平田 健二	広中和歌子
福山 哲郎	藤井 俊男
藤原 正司	堀 利和
本田 良一	松井 孝治
円 より子	峰崎 直樹
篠瀬 進	柳田 稔
山下八洲夫	山根 隆治
山本 孝史	和田ひろ子
若林 秀樹	井上 哲士
井上 美代	池田 幹幸
市田 忠義	岩佐 恵美
緒方 靖夫	大沢 辰美
紙 智子	小池 晃
小泉 親司	大門実紀史
西山登紀子	畑野 君枝
八田ひろ子	林 紀子
筆坂 秀世	宮本 岳志
吉川 春子	大江 康弘
田村 秀昭	平野 達男
広野ただし	森 ゆうこ
渡辺 秀央	大脇 雅子
大田 昌秀	田嶋 陽子
福島 瑞穂	洲上 貞雄

又市 征治  
参議院議長 倉田 寛之殿

内閣総理大臣小泉純一郎君問責決議

本院は、内閣総理大臣小泉純一郎君を問責す  
る。

右決議する。

理由

小泉総理は、先日、カナダのカナダスキスで開かれたサミットに於いて、「前人未到の改革に取り組み、一年たったが後戻りできない・・・。」と述べたと報道された。小泉内閣が発足して一年余り、一体何がどのように改革され、後戻りできない状態に至ったのであろうか。株価の低迷は変わらず、日本経済は依然として予断を許さない状況にある。景気低迷で中小・零細企業から大企業に至るまで企業の倒産件数は増え続けている。雇用情勢も悪化の一途をたどり、失業率は5%台の高率を維持し、若年層と中高年男性を軸にした長期の失業者は増え続けている。就職をあきらめてしまった潜在失業者を加えると、失業率はさらにアップし、失業者数は一段と増加するとの指摘さえある。小泉内閣発足以来の極めて深刻な雇用情勢は全く変わっていない。

こうした中、小泉内閣は、自らの医療制度抜本改革実施の公約さえも反古にして、国民に一層の負担増を強いる、「健康保険法等の一部改正案」を野党の反対を押し切って強引に成立させた。厚生労働省の試算では年間の国民の負担増は一兆五千億円で、国民一人当たり一万円を超える負担増を

十分な説明もなく問答無用で押し切ったのである。小泉内閣は、かつて特別減税を中止する一方で、消費税率3%から5%に引き上げ、さらには健康保険の患者負担を一部から二割に引き上げて、回復しかけた日本経済に大打撃をもたらした愚策を再び繰り返そうとしているのである。長引く景気低迷の中で体力を失った日本経済と不況に喘ぐ国民生活に与える影響は当時とは比較にならないほど大きい。

また、小泉内閣は、有事三法案、個人情報保護法案、人権擁護法案など、広範な国民と野党四党の敵しい反対にもかかわらず、いままお、その成立を意図している。我々は、これらの法案の廃案を求めるものである。

小泉内閣発足当初、小泉総理が掲げた「改革」の「外務省疑惑」、さらには防衛庁による「情報公開請求者リスト問題」あるいは鈴木宗男衆議院議員の議員辞職問題などで、小泉総理が見せた他人事のような極めて無責任な態度に落胆し、小泉総理の言う「改革」とは所詮パフォーマンスだけで中味の全く伴わない、一方的に国民に痛みだけを強いるものであると失望感を露わにしている。それを端的に示しているのが、発足当初に比べ激減した小泉内閣の支持率である。

さらに、小泉内閣は、個人情報保護の法制化が出来ないまま、八月から「住民基本台帳ネットワーク」の実施を強行しようとしている。最早、小泉内閣に残された役割は一日も早く退陣して「小泉不景気」を掃し、不況に喘ぐ国民の痛みを和らげる以外にはない。よって、ここに一刻も早

い小泉総理の退陣を強く求めるものである。以上が本決議案を提出する理由である。

審査報告書

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年七月三十一日

厚生労働委員長 阿部 正俊

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、ホームレスに関する問題の解決に資するため、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案  
右の本院提出案をここに送付する。

平成十四年七月十八日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条-第七条)
- 第二章 基本方針及び実施計画(第八条-第十九条)
- 第三章 財政上の措置等(第十条-第十一条)
- 第四章 民間団体の能力の活用等(第十二条-第十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者という。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策

の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等

により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する

事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

三 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計

画を策定しなければならない。

画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

する。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

審査報告書

食品衛生法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年七月三十一日

厚生労働委員長 阿部 正俊

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における食品衛生上の危害を発生させるおそれが高いと認められる食品等の販売や輸入の状況等にかんがみ、特定の国若しくは地域において製造等がなされ、又は特定

の者により製造等がなされた食品等について、その販売、輸入等を禁止することができることとするともに、食品衛生法の規定に違反した者に対する罰則を強化しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

食品衛生法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十四年七月二十三日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

食品衛生法の一部を改正する法律案

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)

の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三 厚生労働大臣は、特定の国若しくは

地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者に

より採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物

について、第十五条第一項から第三項まで又は

第十七条第一項の規定による検査の結果次に掲

げる食品又は添加物に該当するものが相当数発

見されたこと、生産地における食品衛生上の管

理の状況その他の厚生労働省令で定める事由か

らみて次に掲げる食品又は添加物に該当するも

のが相当程度含まれるおそれがあると認められ

る場合において、人の健康を損なうおそれの程

度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案し

て、当該特定の食品又は添加物に起因する食品

衛生上の危害の発生を防止するため特に必要が

あると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の

意見を聴いて、当該特定の食品又は添加物を販

売し、又は販売の用に供するために、採取し、

製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調

理することを告示をもって禁止することができる。

一 第四条各号に掲げる食品又は添加物

二 第八条に規定する食品

三 第七条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物  
四 第七条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品  
厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。  
第一項の規定による処分が行われた場合において、厚生労働大臣は、当該処分に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に依り、厚生労働省令で定めるところにより、当該処分に係る特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該処分の全部又は一部を告示をもって解除するものとする。  
第九条の次に次の一条を加える。  
第九条の二 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において製造され、又は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装について、第十五条第一項から第三項まで又は第十七条第一項の規定による検査の結果次に掲げる器具又は



保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	荒井 正吾君	有馬 朗人君	中川 義雄君	中島 啓雄君	小林 元君	小宮山洋子君
舛添 要一君	松谷蒼一郎君	有村 治子君	泉 信也君	中島 眞人君	中曾根弘文君	興石 東君	佐藤 泰介君
松田 岩夫君	松村 龍二君	市川 一朗君	入澤 肇君	中原 爽君	仲道 俊哉君	佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
松山 政司君	三浦 一水君	岩井 國臣君	岩城 光英君	西田 吉宏君	西銘順志郎君	齋藤 勳君	櫻井 充君
溝手 顯正君	宮崎 秀樹君	岩永 浩美君	上杉 光弘君	野上浩太郎君	野沢 太三君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君
森下 博之君	森田 次夫君	上野 公成君	小野 清子君	野間 起君	南野知恵子君	高嶋 良充君	高橋 千秋君
森元 恒雄君	森山 裕君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	野間 起君	服部三男雄君	谷 博之君	谷林 正昭君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	大野つや子君	太田 豊秋君	橋本 聖子君	日出 英輔君	千葉 景子君	辻 泰弘君
山崎 力君	山崎 正昭君	扇 千景君	加治屋義人君	林 芳正君	藤井 基之君	角田 義一君	内藤 正光君
山下 英利君	山下 善彦君	加藤 紀文君	加納 時男君	福島啓史郎君	藤井 基之君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君
山本 一太君	吉田 博美君	狩野 安君	景山俊太郎君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	長谷川 清君	平田 健二君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	金田 勝年君	片山虎之助君	舛添 要一君	松谷蒼一郎君	松村 龍二君	広中和歌子君
脇 雅史君	荒木 清寛君	木村 仁君	亀井 郁夫君	松田 岩夫君	三浦 一水君	藤井 俊男君	藤原 正司君
魚住裕一郎君	加藤 修一君	北岡 秀二君	岸 宏一君	松山 政司君	宮崎 秀樹君	堀 利和君	藤原 正司君
風間 昶君	草川 昭三君	久野 恒一君	久世 公堯君	溝手 顯正君	森田 次夫君	松井 孝治君	本田 良一君
木庭健太郎君	沢 たまき君	国井 正幸君	小泉 顯雄君	森下 博之君	森山 裕君	峰崎 直樹君	円 より子君
白浜 一良君	高野 博師君	小齊平敏文君	小林 温君	森元 恒雄君	山内 俊夫君	柳田 稔君	築瀬 進君
統 訓弘君	鶴岡 洋君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君	矢野 哲朗君	山崎 正昭君	山本 孝史君	山根 隆治君
浜田卓二郎君	日笠 勝之君	近藤 剛君	佐々木知子君	山崎 力君	山下 善彦君	若林 秀樹君	和田ひろ子君
弘友 和夫君	福本 潤一君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	山下 一太君	吉田 博美君	荒木 清寛君	藁科 満治君
松 あきら君	森本 晃司君	近藤 昭郎君	佐藤 泰三君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	加藤 修一君	魚住裕一郎君
山口那津男君	山下 栄一君	斎藤 滋宣君	斎藤 十朗君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	草川 昭三君	風間 昶君
山本 香苗君	山本 保君	清水 達雄君	清水嘉与子君	山崎 力君	伊藤 基隆君	沢 たまき君	木庭健太郎君
渡辺 孝男君		鈴木 政二君	陣内 孝雄君	山崎 力君	今井 澄君	高野 博師君	白浜 一良君
		関谷 勝嗣君	世耕 弘成君	山崎 力君	岩本 司君	鶴岡 洋君	統 訓弘君
		田中 直紀君	田浦 直君	山崎 力君	江田 五月君	日笠 勝之君	浜田卓二郎君
		伊達 忠一君	竹山 裕君	山崎 力君	小川 勝也君	福本 潤一君	弘友 和夫君
		武見 敬三君	谷川 秀善君	山崎 力君	岡崎トミ子君	森本 晃司君	松 あきら君
		段本 幸男君	月原 茂皓君	山崎 力君	神本美恵子君	山下 栄一君	山口那津男君
		常田 享詳君	鶴保 庸介君	山崎 力君	木俣 佳文君	山本 保君	山本 香苗君
				山崎 力君	郡司 彰君	井上 哲士君	井上 美代君

平成十四年七月三十一日 参議院会議録第四十三号 投票者氏名

池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	紙 智子君
小池 晃君	小泉 親司君
大門実紀史君	富樫 練三君
西山登紀子君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
岩本 荘太君	大江 康弘君
田村 秀昭君	高橋紀世子君
西岡 武夫君	西川きよし君
平野 貞夫君	平野 達男君
広野ただし君	松岡満壽男君
森 ゆうこ君	山本 正和君
渡辺 秀央君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	田嶋 陽子君
福島 瑞穂君	淵上 貞雄君
又市 征治君	黒岩 宇洋君
椎名 素夫君	中村 敦夫君
本岡 昭次君	

反対者氏名

○名

公立学校施設の耐震性の確保及び公立学校の増改築、トイレの改造に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十四年六月二十六日

井上 美代

大沢 辰美

富樫 練三 西山登紀子  
畑野 君枝 八田ひろ子  
林 紀子 宮本 岳志  
参議院議長 倉田 寛之殿

公立学校施設の耐震性の確保及び公立学校の増改築、トイレの改造に関する質問主意書

公立学校施設は、子どもが安全で健康的に生活できる場所であることはもちろん、近年は、地域のコミュニティ、防災拠点としての役割も求められている。

しかし、今年三月の消防庁のまとめで、全国の公立小中学校の校舎や体育館など一六万二六六一棟のうち耐震性に問題があると推計され、未改修のままになっているものは七万六五二棟(四三・四%)もあることが明らかになった。

改築を要する施設の中には、国有地に建設されているため、地方自治体が増改築する際、国に増改築承諾料を収めなければならず、この財政負担が増改築を遅らせる一因ともなっている。一例を挙げれば、東京都世田谷区では一三の小中学校の改築承諾料予測額は二〇〇一年七月時点で一一億八六〇〇万円にもなるということである。

世田谷区議会は、昨年九月二十八日に「教育行政を推進する国の責務に鑑み、義務教育施設の増改築承諾料の廃止及び貸付料の免除を強く求める」という意見書を財務大臣、文部科学大臣に提出している。この意見書にあるように、政府は、公立学校の増改築承諾料を廃止し、国有地の貸付料は

免除すべきである。

さらに、汚い、臭い、暗い、傷んでいてもなかなか修理されないなど子どもの健康上の問題にもなっている学校のトイレの改修問題である。文部科学省は、国会質問や父母などの要望に応えて、二〇〇一年三月に学校トイレの補助基準「大規模改修事業(トイレ改造)の補助制度について」という通知を出し、①補助下限を引き下げて二〇〇〇万円を四〇〇万円にし、②トイレ改造の単独事業でも補助対象にするように改めた。この補助基準の引下げは、自治体のトイレ改造を促進している。しかし、まだ全国で沢山の公立小中学校のトイレについて、子どもたちから出されている「臭い」、「使いたくない」、「入口のドアを付けてほしい」などの声にこたえるトイレ改造を行うには校舎の改築、改修のための予算が極めて不十分なものとなっている。

これらの問題について以下質問する。

一、政府は、消防庁がまとめた耐震性がないと推計され、未改修になっている公立の小中学校の七万六五二棟について、この都道府県別の棟数を明らかにされたい。

二、政府は、七万六五二棟の耐震性の確保を行うべきであり、今後どのような段取りで耐震性の確保を行うつもりなのか、具体的に明らかにされたい。

三、政府は、地方自治体が義務教育施設の増改築を行う際に、増改築承諾料や借地料を徴収しているが、地方自治体から強く要望が出されているように、増改築承諾料を廃止するとともに、

貸付料を免除すべきではないか。

四、公立学校の年間借地料及び改築承諾料はどの程度になっているのか、その額を都道府県別に明らかにされたい。また、今後予測される改築承諾料はどの程度になるのか、その額を都道府県別に明らかにされたい。

五、トイレ改造の補助基準を四〇〇万円に引き下げた以後、大規模改修事業費の年度ごとの推移及びトイレ改造を行った(今後の予定を含む)学校数を都道府県別に明らかにされたい。

六、公立学校のトイレの改造、改修をもっと早く、大規模に進めるために、政府は、今後大規模改修事業(トイレ改造)費を大幅に増額すべきではないか。

右質問する。

平成十四年七月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員井上美代君外七名提出公立学校施設の耐震性の確保及び公立学校の増改築、トイレの改造に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員井上美代君外七名提出公立学校施設の耐震性の確保及び公立学校の増改築、トイレの改造に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねは、平成十四年二月に消防庁が取りまとめた「防災拠点となる公共施設等の耐震化推